

日向ひよつとこ夏祭り広告掲載 要綱

(目的)

第1条

この要綱は、日向ひよつとこ夏祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）が保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって、祭りの新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもので、実行委員会が適当と認めるものをいう。

ア 実行委員会の刊行物及び印刷物

イ 実行委員会が管理するホームページ

ウ その他実行委員会が保有する資産で広告の掲載又は掲出が可能なもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 反社会的勢力 日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第5号に規定する暴力団等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) その他広告を掲載することが適当でないと実行委員会が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第4条

広告掲載をしようとするものは、広告掲載申込書に広告の原稿を添えて、実行委員会に

提出しなければならない。

次に掲げるものは、広告掲載の申込みをすることができない。

(1) 市税の滞納があるもの

(2) 反社会的勢力並びに法人その他の団体の役員及び使用人その他の構成要員が反社会的勢力に該当するもの

(広告主の責務)

第5条

広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。